

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年十一月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十一月二十二日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻

幸 二

<p>県道秩父荒川線</p>	<p>路線名</p>
<p>秩父市別所字中島三四六番一地先から同市別所字原田三九七番一地先まで（ただし、関係図書に表示する部分に限る。）</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和六年十一月二十二日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十八年六月二十四日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第六号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長二三五・五〇メートル</p>	<p>備考</p>